

外部有識者からの指摘・提言事項

1. 「不受理事案」の呼称について

適格性審査を実施した際に適格性が認められず、紛争解決手続を行わないとした事案を「不受理事案」と呼称しているが、利用者からは印象がよくないため、表現に工夫の余地があるのではないかと。

2. あっせん委員の氏名について

紛争解決等業務の透明性を確保する観点から、あっせん委員の氏名を公表することも検討してはどうか。

以 上